

## 監査役、もう一步、踏み込めていたら——ゲオホールディングス事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

ゲオホールディングス：メディアショップ、リユースショップ、アミューズメント事業。東証1部。名古屋市。

2015年7月1日の日経新聞に「ゲオ旧経営陣に賠償命令 名古屋地裁、4億5000万円」との見出しで「コンサルティング料名目で元顧問らの会社に資金を不正支出したとして、名古屋市のDVDレンタル大手の『ゲオホールディングス』が、元会長ら旧経営陣3人に計約4億6000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は30日、原告の請求を認め、計約4億5000万円の支払いを命じた」との記事が掲載された。

### 1. 不正出金の原因

ゲオホールディングスの元子会社ゲオエステート（不動産業）には、ゲオホールディングスのS会長とK副社長が取締役に名を連ねていた。ゲオエステートは、C社と商業施設を共同開発することにして、C社はD銀行から、ゲオエステートはB銀行から多額の借入を行ったが、C社が破綻、このままでいくと、S氏とK氏は自分たちに責任が及ぶことをおそれ、当時ゲオホールディングと消費者金融業者との業務提携を斡旋していたZ顧問に相談、Z顧問はA社グループをゲオエステートに斡旋し、同グループからの資金提供でB銀行に返済、Y顧問税理士を通じてのE銀行からの借入、ゲオホールディングスからの出資や貸付及びD銀行に対する一部債務免除交渉等によって、D銀行及びA社グループへの返済を完了し、ゲオエステートは商業不動産を単独で所有することになった。またゲオホールディングス所有のゲオエステート株式の売却も斡旋してもらった。

このため、S会長、K副社長及び二人に引き込まれたゲオホールディングス・M社長の3人は、Z顧問の要求通りに多額の斡旋報酬を支払うことを承諾し、いずれも1億円以上の支払であるので、本来は取締役会の決議を経るべきであったのに、Z顧問から要求されるままに、支払相手先をZ顧問個人ではなく、Z顧問の支配する複数の会社に分割し割振ることにより、取締役会の決議を経ずに、合計2.5億円を支払い、Z顧問にゲオホールディングス顧問の肩書使用を認め、その後も同社の業務に種々の助言をする口実を与え、Z顧問やその知人のY顧問弁護士からの要求を断り切れないまま、Z顧問の会社を取引の間に入れたり、実態のないコンサルティング・フィーを払ったりしていた。

## 2. 監査役、動く

2010年5月、ゲオホールディングスの監査役監査で、子会社ゲオサプライが壬（みずのえ）社に対してネットオークションのシステムを用いた中古パチンコ台等の会員制業者間売買仲介事業への「加盟保証金」名目で3億円の預け入れ(実質は貸付金)をしたことを把握、監査役は、不審に思い、代表取締役のM社長に質問するなどしたが、少なくとも債権の保全がなされていないと判断し、約定通り返還されるかを注視していたところ、E取締役から壬社のU社長の情報として、その内2.2億円が癸（みずのと）社（Z顧問の支配する会社）に業務委託料名目で支払われている事実が監査役に報告された。

一方、E取締役から情報を得たO取締役は、取締役会決議を経ずに行われている取引がこれ以外にないか、2011年6月自らが統括していたシステム本部に対して調査を命じ、Z顧問に関連するもので稟議書がなくて出金されている取引を抽出させて、その結果を「監査部従業員」に提出した。監査部はM社長の所管であった。

監査役会は社内調査委員会の設置を進言し、M社長を委員長、O及びE取締役及び監査役4名が就任した。

O取締役は、2011年6月27日頃、戊（いぬ）社（旧癸社）との間で「(コピー・FAX・プリンター・スキャナーの)複合機導入に関するコンサルティング契約」が結ばれ、これに基づき多額の出金が戊社になされていることを発見し、自らが所管する部署の契約であったので、この稟議書を作成した総務本部長にこの契約の必要性を質したが、納得できるような回答はなかった。

実は、総務本部長は、経営企画本部長と共に、「データ抹消専用ソフト」を用いて、関係者（S会長、M社長、K副社長、経営企画・財務・総務の責任者等）のパソコンのデータを抹消していた。但し、調査委員会は総務本部長のパソコン内の削除済データの復元によって、コンサルティングの成果物の存在を装うための「(口裏合わせ)ストーリー」を復元した。

同年6月に開催された社内調査委員会では「監査部従業員」の調査で、Z顧問関連の出金については多大な問題があり、かつ取引の大半がM社長の所管する総務部関連であることが報告され、E及びO取締役は総務部の管掌役員をM社長からY取締役にすべきと提案、これを決議する臨時取締役が開催されたが、この臨時取締役会では、O取締役が社内規則に違反して、承認手続きが終わらない前に自社株式を売却したことが問題となり、違法出金問題は先延ばしとなった。

同年7月27日、S会長の申出により、監査役4名はS会長及びK副社長から説明を聞くこととなったが、S会長及びK副社長は自らの関与を否定しただけで、真相解明には非協力的で、取引の実態解明は進展しなかった。

同年8月9日、社外監査役が調査依頼した調査事務所の報告書でも「監査部従業員」の報告と同様の事実が報告された。

監査役会は同年8月、外部の弁護士らに依頼し調査を開始したが、M社長らの協力を全く得られなかったため、監査役会と取締役会の間で協議が行われ、同年9月6日、改めて

監査役会の諮問機関として「社外調査委員会」が設置され、調査が開始された。

調査の結果、これら一連の Z 顧問への支払は、同社にとって懸案であった子会社ゲオエステートの救済（C 社と共同で進めた商業施設開発計画頓挫）や同社株式の売却の斡旋などから Z 顧問の要求通り多額の報酬を、各種の名目で、複数の会社名義に、取締役会の決議を経ずに支出したことが判明した。

2011 年 12 月 16 日、監査役会は取締役会に、社外調査委員会の調査報告書を提出、2012 年 3 月 14 日、特別委員会の提言に基づき、常勤監査役及び新たに代表取締役社長に就任した E 取締役を代表者として、会社は元 S 会長、元 M 社長及び元 K 副社長の 3 名に対し、約 4.6 億円の損害賠償請求を名古屋地裁に提起した。

2015 年 6 月 30 日、名古屋地裁で、3 名に対し、総額 4.5 億円及び利息の支払を命ずる判決が出た。判決文には、1 件 1 億円以上の契約案件は取締役会決議を要する旨職務権限基準表に明記されていながら、契約を分割して支払ったことについて合理的な理由は見いだせず、取締役会決議を経なかったことについて、故意あるいは少なくとも過失が認められる、とある（2015.10.25 商事法務 2081）。

### 3. 監査役等への注文

最後に、社外調査委員会の報告書のなかで、「監査役会による監査権限行使の強化」の必要性が指摘されている。つまり 2010 年 5 月、2011 年 7 月に、監査役が M 社長、S 会長及び K 副社長から聞き取りをしたが、各人から虚偽の説明をされて、実態解明が進展しなかったことについて、社外調査委員会は次のように述べている(原文のまま)。

- ① 監査役は、問題があると疑われる取引については、積極的にその担当者等に直接説明を求め、資料の提出を受けて、疑問点を問いただす責務があり、その権限も有すること
  - ② 最高経営幹部を始めとして全役職員は、監査役の質問や資料提出要求に対して、真実を述べ、すべての資料を提出すべき義務があること。
  - ③ 前記②の質問に対して虚偽の説明をしたり、資料の提出を拒み、隠匿・隠滅等をしたりした役職員は懲戒処分に付すこと。
- などを社内規程に設けて、監査役会による監査権限行使の強化を図ることが望まれる。

さらに監査部については、従業員の不正防止のみならず、最高経営幹部の不正にも監査対象にすべきと述べている。

(出典：2011 年 12 月 16 日(株)ゲオホールディング 社外調査委員会報告書から監査役に焦点を当てて要点をまとめた)

### 私のコメント

この監査役会は、不正の疑惑を見つけ、解明しようと社長らに迫り、かつ外部の調査事

務所を使い、社外調査委員会を立上げ、訴訟を提起するなど、それなりに良くやったとい  
うことができるが、社外の調査委員の目から見れば、監査役は与えられた権限を行使して、  
もっと早く解明し、損失を食い止めてほしかったということであろう。

なお、監査部は社長が統括している中で、同部従業員は O 取締役から渡された情報を基  
に調査し、不正の解明に当たっていたことは評価されている。

商業施設開発計画頓挫が発端となったこの事件、正々堂々と取締役会に掛けてやる方法  
はなかったのかと思う。(2015.11.14 執筆 2016.9.4 改定 システムインテグレータ監査役  
眞田宗興)